

五城目町被災事業所支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、五城目町（以下「町」という。）の区域に所在する事業所において、令和5年7月豪雨（以下「災害」という。）による浸水等により被災した事業者の事業再開及び事業継続を支援し、町内経済及び雇用の持続と活性化を促すことを目的に、当該被災した事業所（以下「事業所」という。）の復旧に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で助成するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 町内において、経済活動が経営主体の下で一定の場所を占めて行われ、物の生産及びサービスの提供が継続的に行われている場所をいい、災害により浸水等の被害を受けた施設及び設備等をいう。
- (2) 復旧 町内において、事業所を新築、改築、改修及び修繕等を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、事業所が町内に所在し、本要綱に基づく助成を受けた後、3年以上事業を継続する意思を有する者とする。

2 前項において、事業所が賃貸物件である場合は、借主である事業者を対象とする。

3 令和5年度において五城目町事業所改修事業補助金交付要綱（令和5年訓令第10号）に基づく交付を受けない者とする。

(補助対象事業所)

第4条 補助金の対象となる事業所は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に所在する事業所であること。
- (2) 復旧に要する補助対象経費が10万円以上であること。
- (3) 復旧が令和5年度末までに完了すること。

(補助対象経費)

第5条 事業所の補助対象経費とする。ただし、住居、倉庫又は車庫等の用に供する部分、または門柵塀の復旧に要する経費は除くものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、復旧に用する費用の2分の1以内とし、第3条に定める者に対し50万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、同一の事業所について1回限りとする。

(補助金の申請)

第7条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 被災したことを明確にする書面
- (2) 見積書の写し
- (3) 事業所の位置図及び写真
- (4) その他、町長が必要と認める書類

2 申請者は、補助金の交付を申請するにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、申請者に交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助事業が終了したときは、速やかに実績報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 完成写真
- (2) 領収書又は支払を証明する書類の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、実績報告時当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合にあつては、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定後、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第4号）により速やかに報告しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、当該報告について内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に対し補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、申請者が次の各号いずれかに該当する場合は、補助金返還命令書（様式第5号）により、申請者に既に支給した金額の全額を返還させることができる。

- (1) 本事業終了後、3年以内に事業を廃止したとき。
- (2) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (3) 補助要綱の規定に違反したとき。

(状況報告)

第12条 申請者は、交付決定後3年間、実施状況報告書（様式第6号）により、事業の実施状況を町長へ報告しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月15日より施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条の規定による補助金の返還及び第12条の規定による事業の実施状況の報告については令和9年3月31日限りその効力を失う。